

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山県立福岡高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、本校に設置する奨学生選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

### （１）人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、服装・生活態度等、他の模範となる学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

### （２）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護※１を必要とする生徒等は③に該当）

- ①調査書における学習成績概評が「Ａ」に該当する
- ②調査書における学習成績概評が「Ｂ」に該当し、かつ、以下のア～ウのいずれかに該当する
  - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、顕著な成果が認められる
  - イ 生徒会活動に積極的に参加し、顕著な成果が認められる
  - ウ ボランティア活動に積極的に参加し、顕著な成果が認められる
- ③特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学後、優れた学習成績を収める見込みがある

### （３）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当（社会的養護※１を必要とする生徒等は③に該当）し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者※２かどうかとも考慮する

- ①市区町村民税所得割を課されていない（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）
- ②生活保護を受給している（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③児童福祉法上の措置として以下の施設等に入所等している（生徒等が１８歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）  
児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者・里親

※１ 「社会的養護」とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

※２ 「教育資金の一括贈与」とは、祖父母（贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した際、この資金について、子・孫ごとに１５００万円まで（学校等以外の者に支払われるものについては５００万円を限度）を非課税とする税制措置を指す。